

福島市告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和7年12月17日

福島市長 馬場 雄基

名称	所在地	指定年月日
ふくしまパンダ小児科	福島市南沢又字館ノ内 66 番地の 2	令和 7 年 11 月 1 日
すぎやま内科内視鏡クリニック	福島市渡利字舟場 20 番地	令和 7 年 11 月 1 日
はなもも小児科クリニック	福島市笹谷字上道場 7 番地の 10	令和 7 年 12 月 1 日
コスモ調剤薬局鳥谷野店	福島市鳥谷野字宮畠 23 番地の 3	令和 7 年 12 月 1 日
ささのは薬局	福島市笹谷字上道場 7 番地の13	令和 7 年 12 月 1 日